

## 日本赤十字放射線技師会ブロック設置規定

### (目的)

第1条 この規定は、日本赤十字放射線技師会（以下、本会という）会則第29条に基づき、本会の事業を円滑に達成する事を目的として、ブロックの設置に関する事項について定める。

### (ブロック)

第2条 全国を7ブロックに分割する。

### (役員)

第3条 会則11条、第12条に定める理事のほか、別表に定めた人数の委員を置く。

### (職務)

第4条 理事、ブロック委員はそれぞれの担当施設を定め、その施設との情報交換の任に当たる。  
2. ブロック委員は理事を補佐し、理事に事故あるときは理事に代わり理事会に出席することができる。

### (規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附 則

#### (施行)

この規定は、平成12年4月21日から施行する。  
平成21年6月 8日改正

### 別表

#### ブロック理事・委員定数及所属病院（平成11年より）

ブロック	理事	委員	担 当 施 設
北海道	1	1	伊達、釧路、北見、小清水、粟山、浦河、置戸 清水、函館、旭川
東 北	1	1	八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、福島
東 部	1	2	長岡、水戸、古河、芳賀、大田原、足利、前橋、原町、 さいたま、小川、深谷、医療センター、武蔵野、葛飾、 大森、成田、横浜市立みなと、泰野、津久井、山梨
中 部	1	3	長野、豊科、川西、飯山、下伊那、諏訪、 岐阜、高山、金沢、富山、福井、静岡、引佐、浜松、 裾野、伊豆、山田、名古屋第一、名古屋第二、
近 畿	1	2	大津、大津志賀、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、

大阪、高槻、大阪支部、神戸、姫路、柏原、中町、  
和歌山医療センター、

中国・四国	1	2	鳥取、松江、益田、岡山、広島原爆、庄原、三原、 山口、小野田、高知、小松島、高松、松山
九州	1	1	嘉麻、今津、福岡、熊本、熊本健康管理センター、大分、 長崎原爆、長崎原爆諫早、唐津、鹿児島、沖縄